

## 若年層向け食の安全安心啓発映像資料作成業務委託プロポーザル実施要領

### 1 募集の趣旨

この要領は、食の安全性の確保に関する啓発用資材として、幼児、小学生及びその保護者等を対象とした食の安全安心啓発映像資料の作成について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものです。

### 2 委託事業の概要

- (1) 事業名称  
若年層向け食の安全安心啓発プロモーション映像資料作成
- (2) 委託内容  
啓発用映像資料作成  
※ 詳細は別紙「若年層向け食の安全安心啓発映像資料作成業務委託プロポーザルに関する仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりです。
- (3) 委託期間  
委託契約日～平成28年12月31日
- (4) 委託金額の上限  
1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 参加資格

プロポーザルへの参加資格については、以下の要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 団体の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は198条に違反する疑いがあるとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 京都市公契約基本条例に基づく、市内中小企業であること。
- (5) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、平成28年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあつては、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 団体が京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではなく、また、団体の代表者、役員又はその使用人が同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

#### 4 参加申請

(1) 申請書類及び部数

以下の書類を提出してください。

ア 参加申請書（様式第1号） 2部

イ 会社概要書（様式第2号） 2部

ウ 誓約書（様式第3号） 2部

エ 上記3参加資格(6)に該当する者にあつては、その事実を客観的に確認することができる書類 2部

(2) 受付期間

平成28年9月2日（金）午後5時まで（必着）

(3) 申請方法

持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時～午後5時（閉庁日、正午～午後1時を除く。）とします。

#### 5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

(1) 質問方法

書面（様式自由）により、持参、郵送又は電子メールで行ってください。

※持参の場合は、午前9時～午後5時（閉庁日、正午～午後1時を除く。）とします。

(2) 受付期間

平成28年8月19日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答

平成28年8月26日（金）までに、参加申請のあった方全員に対して書面により回答します。

#### 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

企画提案書（様式自由） 10部

(2) 提出期限

平成28年9月2日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) その他

ア 企画提案書は、仕様書に基づき作成してください。

イ 持参の場合は、事前に担当者に電話連絡してください。

ウ 郵送の場合は、当日消印有効とします。

エ 期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなします。

#### 7 プレゼンテーション

(1) 日時 9月中旬（予定）

(2) 場所 市役所会議室（予定）

(3) 方法等

ア 説明は15分以内、質疑応答は5～10分程度とします。

イ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとします。

ウ プロジェクターやパソコン等を用いる場合は、事前に連絡してください。

エ 本委託業務に直接携わる方が説明してください。

オ 日時及び場所は決まり次第担当者に連絡します。

## 8 受託候補者の選定

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき審査を行い、最も適した業者を受託候補者とします。評価基準は以下のとおりです。

評価項目	配点
・食の安全安心について、十分理解しており、目的が明確に示されているか。	10点
・業務実施方針（コンセプト）は優れているか。	10点
・各対象（幼児、小学生、保護者）の特徴を的確に捉えた内容となっているか。	30点
・食の安全安心について、理解しやすく、興味を引く内容となっているか。	10点
・独創性に優れているか。	10点
・食の安全安心啓発キャラクター「おあがりス」は十分に活用されているか。	10点
・過去に同様の委託業務を受注するなど、本業務の受託者としての実績が十分に備わっているか。	10点
・実施体制及び役割分担が具体的であり、実施スケジュールは無理のないものであるか。	10点
・見積金額	20点

- (2) 審査は、「若年層向け食の安全安心啓発映像資料作成業務委託選定委員会」が行います。  
(3) 選定結果は、平成28年10月上旬頃に書面にて通知します。

## 9 契約手続

受託候補者と別途協議します。また、仕様書、契約条件の詳細についても、受託候補者と別途協議のうえ決定します。

## 10 留意事項

- (1) プロポーザルに参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、交通費等）は、事業者負担とします。  
(2) 提出された企画提案書等は、返却しません。  
(3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え、内容の変更は認められません。  
(4) 提出された書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。  
(5) 本業務の再委託は不可とします。  
(6) 選定から契約までの間に、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。  
(7) 委託料は完成払いのみとし、前金払いは行いません。  
(8) 完成した成果品の著作権及び肖像権は京都市に帰属します。

### <スケジュール>

平成28年	8月19日（金）	質疑受付締切
	8月26日（金）	質疑に対する回答日
	9月2日（金）	参加申請締切
		企画提案書提出締切
	9月中旬頃	プレゼンテーション
	10月上旬頃	選定結果通知
		委託契約締結
	12月	成果物納品

<プロポーザル実施要項関連資料>

No.	様式	資料名
1	別紙	若年層向け食の安全安心啓発映像資料作成業務委託プロポーザルに関する仕様書
2	第1号様式	参加申請書
3	第2号様式	会社概要書

【資料提出、問合せ先】

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

食品安全担当（担当 日野，中野）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：(075)222-3424, F A X (075)222-3416

電子メール：hokeniryou@city.kyoto.lg.jp

## 若年層向け食の安全安心啓発動画資料作成業務委託プロポーザルに関する仕様書

### 1 委託業務の名称

若年層向け食の安全安心啓発動画資料作成

### 2 委託業務の目的

本市では、平成28年3月に「第2期京都市食の安全安心推進計画」を策定し、事業者や市民の皆様と共に食の安全安心の確保に向けた取組を進めていくこととしています。

本計画では、リーディング事業（象徴的な施策）の1つとして「目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進」を図ることとしており、伝える内容やその方法を工夫しながら、効果的に食の安全安心に関する情報の発信に努めていくこととしています。

若年層への啓発に際し、親しみやすい動画を啓発に利用することで、若年層への食中毒予防三原則等の食の安全確保に関する取組の定着を促進させ、さらにはその保護者までも意識し、共に食品衛生意識の向上につなげることを目的としています。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 作業

食の安全安心啓発動画資料作成（企画立案、撮影、編集及びDVD作成等を含む。）

#### (2) 対象

幼児、小学生及びその保護者等

#### (3) 内容

ア 各対象に応じて、正しい手洗いの方法や食品の取扱方法等の食中毒予防のための対策を分かりやすく、親しみを持ちながら学ぶことができる動画とすること。

※ 動画の作成に当たり、以下の資料を参考としてください。

(ア) 第2期 京都市食の安全安心推進計画（平成28年度～平成32年度）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000195697.html>

(イ) 食中毒予防三原則について

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000149/149503/3gensoku.pdf>

(ロ) 正しい手洗い方法について

[http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01\\_leaf02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf02.pdf)

<対象別分類>

- ① 幼児向け及び小学生（低学年）向け
- ② 小学生（中・高学年）向け
- ③ 保護者向け

イ 幼児及び小学生向けの動画資料は、給食の時間や休み時間等での上映や、児童館での学童クラブなど課外活動での活用も想定したものとすること。

ウ 本市のオリジナルキャラクターである「おあがりス※（食の安全安心啓発キャラクター）」を登用させること。

※ おあがりスは、「【京都市公式】京・食の安全衛生管理認証施設ってどんなところ？～食品事業者の见えない努力を見せます！～」(YouTube)で御確認いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=GI3AL5XLtoo>

#### (4) 動画尺

各対象への動画資料は、1つ当たり概ね3分間程度

※ 本市が要求する内容を満たしている場合は、この限りではありません。

#### (5) 品質

ハイビジョン画質，ステレオ音声

#### (6) 納品物

ア 動画資料 DVD 20枚 (DVDビデオ形式MPEG-2，片面一層)

イ 各種ファイル DVD正副1枚 (動画ファイル (MP4形式ファイル等)，制作に伴う写真，イラスト)

※著作権は京都市に帰属する。

#### (7) 納期

平成28年12月

### 3 企画提案書の構成等

#### (1) 構成

企画提案書には、以下の内容を含んでください。

ア 食の安全安心についての考え方

イ 業務実施方針 (コンセプト)

ウ 実施体制及びスケジュール

エ 動画資料の構成

動画資料の大まかな構成を、シナリオや絵コンテ等を用いて記載してください。

#### (2) 企画提案書の書式等

ア 用紙の大きさは、A4サイズを基本とします。

イ 文字の大きさは、12ポイント以上を基本とします。

ウ 書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準語及び計量法によるものとします。

エ ページ数は、10枚程度を目安とします (表紙，目次，裏表紙は除く。)

オ 提出する10部のうち，9部は左上1箇所ホッチキス留め，1部はクリップ留めとしてください。

#### (3) その他参考資料

ア 業務実績

事業者において，次に掲げる業務の主な実績を記載し，動画資料を添付してください。

なお，実績は最大5つまでとします。

(ア) 国又は地方公共団体から受注のあった動画資料作成業務

(イ) 食の安全安心に関する啓発動画資料作成業務

(ウ) 若年層 (概ね小学生まで) 又はその保護者を対象とした動画資料作成業務

(エ) その他，本委託業務と関連があると認められる動画資料作成業務

イ 見積書

消費税を含む金額を記載してください。

見積書の作成に当たっては，人件費 (ディレクター費)，撮影費，編集費，ナレーション費等の内訳も記載してください。

参加申請書

平成 年 月 日

(宛先) 京都市長

(申請代表者)

所在地

団体名

代表者職・氏名

印

若年層向け食の安全安心啓発プロモーション映像資料作成業務委託プロポーザルに、関係書類を添えて申し込みます。

担当者名		担当者役職	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

(第2号様式)

## 会社概要書

平成 年 月 日

(ふりがな) 団体名及び 代表者職・氏名	
所在地	〒
電話番号	
設立年月日	
従業員数	
組織図	
設立目的	
経営理念・方針	
主な業務内容	



(第3号様式)

## 誓約書

平成 年 月 日

(宛先) 京都市長

(申請代表者)

所在地

団体名

代表者職・氏名

印

若年層向け食の安全安心啓発プロモーション映像資料作成業務委託の申請に当たり、募集要項に定める応募資格を全て満たすとともに、欠格事項にも該当しておらず、また、提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。